

「原発事故の責任判決」

2017年03月21日

福島原発事故で福島県から群馬県などに避難した住民たちが損害賠償を求めた訴訟で、前橋地裁は17日、東電と国の賠償責任を認め、慰謝料の支払いを命じる判決を下した。判決を下したのは原道子裁判長である。彼女は現地の検証も行い、他の二人の裁判官と福島県内の原告宅も訪ねた。国は更なる審理を求めたが、「天変地異がない限り、10月31日に結審する」と言い渡し、審理を先送りせず、結審する強い意欲を示していた。14年前、群馬県桐生市で、小学校6年生の女儿がいじめで自殺した事件でも、学校側の不適切な対応があったとし、いじめと自殺の因果関係を認め、損害賠償の命令を下している。彼女は被害者に寄り添う裁判官である。

原告137人は集団訴訟で、約15億円の損害賠償を求めていたが、62人について、計3,855万円の賠償支払いを認められた。半数の人が認められず、賠償額も2.6%に減額され、一人当たり、75万円から3万円で、とても生活再建できる額ではないが、この判決のもたらす意味は大きい。

前橋地裁は、原発事故によって原告たちが下記のような侵害、喪失、制限を受けたことを、慰謝料の考慮要素として認定した。① 生命・身体の脅威なく生活する権利が侵害された。② 内心の平穏な感情を侵害された。③ 故郷を喪失した。④ 人格発達権を侵害された。⑤ 居住・移転の自由を制限された。被災者たちの命と生活、心と体に受けたダメージは測りがたく大きく、彼らの苦難の訴えは納得できる。

この認定から、前橋地裁の判決は下記のように出ている。① 事故の原因は、建屋地下に設置された配電盤が浸水し、冷却機能を喪失したことである。事故原因については種々の報告が出され、明確な結論を得ていないが、浸水による冷却機能の喪失と特定している。② 大型地震による津波は推定されており、予見は可能であった。③ 非常用配電盤を上階か高台に設置しておけば、事故を回避することは可能であった。④ 原告の要求する平穏な生活権は当然な権利である。⑤ 国と東電は津波対策を取る方針を堅持しなければならないのに、経済的合理性を優先させ、非難に値する事実がある。⑥ 規制権限がないという国の主張は、津波対策を取り扱っていた実際の対応に反し、不合理で採用できない。国と東電は共同、連帯責任がある。⑦ 被害者への賠償を迅速、公平、適正に実現するため、平穏生活権侵害によって受けた苦悩を検討し、原告個々への慰謝料は、侵害された権利利益の具体的内容と程度などの一切の事情を考慮して算定する。

旧東電役員3人は業務上過失致死傷罪で強制起訴されているが、裁判は始まっていない。前橋地裁は、事故を防ぐことは可能であったと国と東電の過失責任を認定し、責任逃れを許さなかった。国の責任を重く見た判決は、今後の原子力政策に意味を持つものとなる。同種の訴訟は、全国19地裁・支部で係争中である。前橋地裁に続いてほしい。もし、全ての訴訟で賠償責任を認めれば、賠償額は相当なものになる。これらは、国民の税金、電力料金に跳ね返ってくる訳である。「安全神話」に踊らされた無知の代償と思えばよい。しかし、これ以上は認められないと、脱原発に本気で向かえばよい。前橋地裁は「平穏に暮らす権利」を侵害されたという画期的な判決を出した。「原発メーカー訴訟」の裁判では「ノー・ニュークス権（原子力の恐怖から免れて生きる権利）」を主張している。具体的に侵害されていなくても、恐怖におびえる生活を拒否する権利を認めてもいいのではないか。20日、代々木公園で行われた「いのちを守れ！ フクシマを忘れない さよなら原発全国集会」に参加してきた。被災者たちの国と東電に対する怒りの声が心に響いた。